

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（浦真彰君） おはようございます。

報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例）について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、令和4年度税制改正において改正されました個人住民税の住宅ローン控除の特例の延長及び見直し、固定資産課税台帳の閲覧や証明書の交付において、DV被害者等の保護のため、住所に代わる事項を記載することとするもの、土地に係る固定資産税の負担調整措置の特例措置の実施等が主な内容でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、原則として令和4年4月1日から施行されることになりましたので、当町税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

詳細は、お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

以下、美浜町税条例等の一部を改正する条例について、要約してご説明申し上げます。

まず、個人住民税の改正として、住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、所得税額から控除し切れなかった額を個人住民税から控除する控除限度額を、所得税の課税総所得金額等の7%から5%とするなどの見直しが行われています。

次に、固定資産税の改正として、登記簿上の住所が当該閲覧や証明書の交付により第三者に漏れる可能性があることから、法務局にDV被害者等である旨の申出を行った者の住所を登記簿上に記載せず、住所に代わる事項を記載することとされたことに伴い、固定資産の課税台帳の閲覧や証明書の交付においても同様の措置とするものです。

また、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行評価額の5%から2.5%とするものです。

その他関係法令の改正に伴う項ずれ、号ずれ等の規定の整備、語句の訂正等を改正しております。

以上が改正の主な概要でございます。

やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） この新旧対照表の中で、附則第10条の9項のところで、変わったところで、例えば「熱損失防止改修等専有部分」という形で「等」というのが入っているんですけども、そのそのような形で加わった部分について、どのような場合が考えられるのか分かりましたら教えていただきたいということと、この変わった内容についてどのような形で住民の方に広報されていくのか、予定がありましたら教えていただきたいと思えます。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 森本議員にお答えします。

熱損失防止改修工事ということでございます。こちらの「等」ということでございますけれども、今まで断熱の改修工事というのがそういった形でございました。それに併せて、一定の要件の下、太陽光発電装置や高効率の空調機、高効率給湯器、または太陽熱利用システムの設置工事を行った住宅についても新たに固定資産税の減額の対象とするものです。120平米まで3分の1の減額という形となっております。

広報につきましては、こちらのほうの議会が終わり次第、広報紙等での広報をさせていただきますと思えます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） すみません。単純な疑問です。住所に代わる事項が記載すると。初めて聞く言葉なので、例としてこのようなものであるとかお示しを願いたい。

それと、これだけの条文のものを私もよく理解できないのですが、これで利益というか、メリットを被るであろうDV被害者の方への周知なり、利用というか、こういうことになったという、そういうのはどういうことを考えているのかということ、それと細部説明の中で原則として4月1日からと。じゃ、違う場合があるのか。そのあたり3点お願いします。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 谷議員にお答えします。

DV被害者等の住所に代わる事項等ということでございますが、DV被害者等の親族、知人の住所は支援団体等の住所等が想定されてございます。こちらのほうのDV被害者等の広報等ということでございますけれども、先ほどの固定資産税の関係と併せまして、広報紙等で広報させていただきたいと思えます。

申し訳ございません。原則4月1日ということでございますけれども、改正の条文につきましては、施行日が6年4月1日であったり、6年1月1日であるものもございまして、そういった形で原則という形で、こういった形で4月1日という形で細部説明させていただいています。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

日程第2 報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、法改正により、国民健康保険税に係る賦課限度額の引上げを行うものであります。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和4年2月18日に公布、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、4月1日から施行されることになりましたので、当町国民健康保険税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

今回の改正は、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げることにより、保険税負担の公平性の確保及び中間所得層の保険税負担の軽減を図るものです。

なお、お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

以下、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

第2条第2項及び第3項は、高所得者の基礎課税額に係る課税限度額を現行の630千円から650千円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の190千円から200千円にそれぞれ増額するものであります。

その他、関係法令の改正に伴う規定の整備を行っております。

最後に附則でございますが、第1項の施行期日につきましては令和4年4月1日から施行するものでございます。

第2項では、改正後の条例の規定は令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することを規定しています。

以上が改正の概要でございますが、やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 今回のこの条例の変更の中で、引き上げる理由等については今ご説明いただいたんですけども、例えばこれによって個人の負担額が、高額所得者というのかな、その人については増えるということなんですけれども、ほかのところの人の個人の負担額はこれは変わらず、減らないと言うとおかしいけれども、変わらないという状態のことで捉えたらいいんでしょうか。

それともう一つは、この変更によって、美浜町内での対象となる人数というのか、世帯数というのか、それから全世帯数に占める割合というのはどの程度になるのかお聞かせ願いたい。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 森本議員にお答えします。

こちらのほうは、高所得者の限度額の対象の方のみがこういった形で限度額が上がるということで、保険税が増える可能性があるということでございます。

対象の世帯なんですけれども、まだちょっと本年度の本算定がなされていまして、令和3年度でございますと13世帯という形でございます。割合ということでございますが、13世帯で、令和3年度の世帯数が1,128世帯ですので、1%程度になるかと思えます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

日程第3 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）について、細部説明を申し上げます。

3月議会の補正予算におきましてお認めいただきました7件の事業について、地方自治法第213条の規定により繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書の報告をするものでございます。

1件目の総務費、総務管理費につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金でございます。繰越額は35,641千円で、その財源につきましては、国県支出金35,641千円でございます。

2件目の総務費、戸籍住民基本台帳費につきましては、住民基本台帳システム改修業務でございます。繰越額は2,585千円で、その財源につきましては、国県支出金2,585千円でございます。

3件目の民生費、児童福祉費につきましては、子育て世帯等臨時特別支援金でございます。繰越額は202千円で、その財源につきましては、国県支出金202千円でございます。

4件目の土木費、道路橋梁費につきましては、西川河川整備事業に伴う町道吉原36号線寺田橋架替事業でございます。繰越額は50,400千円で、その財源につきましては、国県支出金29,037,338円、地方債17,000千円、一般財源4,362,662円でございます。

5件目の消防費につきましては、上田井地区津波避難施設整備事業でございます。繰越額は59,441,590円で、その財源につきましては、国県支出金2,722,795円、地方債24,500千円、一般財源7,720,795円でございます。

6件目の教育費、中学校費につきましては、松洋中学校屋内運動場空調設備設置事業でございます。繰越額は6,886千円で、その財源につきましては、地方債6,800千円、一般財源86千円でございます。

7件目の教育費、保健体育費につきましては、体育センター天井改修事業でございます。繰越額は11,783千円で、その財源につきましては、地方債11,600千円、一般財源183千円でございます。

以上、7件の報告でございます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○8番（森本敏弘君） これで質疑を終わります。

本件については、議会の承認事項ではありませんので、これで議了します。

日程第4 議案第1号 美浜町高台設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 議案第1号 美浜町高台設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

令和3年7月より工事着手してまいりました上田井地区（北側）津波避難施設建設工事について、令和4年6月末をもって完成し、7月1日から避難施設として供用を開始する予定でございます。

このことにより、施設の名称及び位置に関する規定である第3条中の表において、このたび完成する上田井地区高台に関する事項を追加するものでございます。

附則として、この条例は令和4年7月1日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 単純な疑問です。何で3筆のままなのか、合筆はされないのか。なぜされないのかなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 全然考えてはおりませんでした。特に問題はないかと思えます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町高台設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、美浜町長等の給与条例、美浜町職員旅費条例でそれぞれ定めている出張時旅費の鉄道賃についての改正で、令和4年3月12日から特急くろしおが全車指定席化されましたことに伴うものでございます。

第1条は議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、現行では鉄道賃は片道100キロメートル以上の場合に、特急料金に加え座席指定料金を支給するとしていますが、全車指定席化されたため、100キロメートルを超えなくても座席指定料金を支給できるよう改正するものでございます。

第2条は美浜町長等の給与条例の一部改正で、第1条同様の改正と文言の修正でございます。

第3条は美浜町職員旅費条例の一部改正で、第1条同様の改正でございます。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 美浜町国民健康保険税条例及び美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 議案第3号 美浜町国民健康保険税条例及び美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減収が見込まれる場合等における国民健康保険税及び介護保険料の減免対象期間を令和4年3月31日から令和5年3月31日に延長するため、本条例の一部を改正するものでございます。

附則として、この条例の規定は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 昨年度までと同じように引き続いて行われるということなんですけれども、改めてちょっとお伺いしたいのは、この減免対象とする条件についてはどのようなものか、もう一度ちょっと説明していただけたらと思います。

それから2つ目に、この条例が実施された令和3年度の実績、令和2年度になるのかな実績件数と額、分かりましたら教えていただきたいなということです。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 森本議員にお答えします。

減免の対象となる方という方でございますけれども、まず1つはコロナ感染症により主

たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方、もう一つは新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方ということで、減額される要件としましては、事業収入、給与収入などの収入のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少する見込みであることと前年の所得の合計額が10,000千円以下であること、収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得が4,000千円以下であることなどが、そういった要件となっております。

各年度の件数ということでございますけれども、国民健康保険税につきましては、令和元年度1件、令和2年度の実績で11件、令和3年度につきましてはゼロということで実績はございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 森本議員にお答えします。

対象になる条件のほうですが、先ほどの国保の関係とよく似ているんですが、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡または重篤な傷病を負ったとき、それから主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれるというところになります。

それで収入の減については10分の3以上、それから主たる生計維持者の合計所得金額のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が4,000千円以下であるということが対象になります。

それから過去の実績ですが、令和2年度におきまして7名の方で、金額のほうは472,720円が減免されております。それから、令和3年度におきましては実績のほうはございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） そしたら、今年のこの変わったことについて、これからの広報についてどのような形で示されていくのか。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 森本議員にお答えします。

議会でこちらのほうをお認めいただき次第、また例年どおり広報紙等で広報させていただく予定となっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 森本議員にお答えします。

介護保険のほうにおきましても、広報等でお知らせしたいと思います。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町国民健康保険税条例及び美浜町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 議案第4号 工事請負契約の締結について、細部説明を申し上げます。

上田井地区（南側）津波避難施設建設工事の入札につきましては、令和2年度、令和3年度の美浜町建築業者ランク1の4業者とランク2で特定建設業者の1業者の合計5業者を指名し、去る5月27日に入札執行いたしました。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものであり、予定価格1億77,562千円に対し、契約金額は1億76,660千円、契約の相手方は、和歌山県日高郡美浜町大字和田2101番地の3、株式会社市川組美浜支店、支店長市川美貴氏でございます。

工事概要につきましては、鉄骨造、築造面積351㎡、スロープ及び階段、照明設備などであります。

補足といたしまして、入札結果等に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。2点ほど。

まず、入札する際の提出書類、それについてはどんなものがあるのでしょうか。具体的に言いますと、例えば総金額を書いたもの、それから先ほど申した鉄骨の工事の部分とか、切削工とか、そんな細部にわたって見積書なりそういうものがついて合計がある、そういうような書類が出るのやに思うんですが、違うのか。

そういうことと、単純にこの結果調書を見まして、2から2、3、4、5位と全く同一の金額であります。このことはどのように捉えられているのかをお聞きしたい。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） お答えします。

まず1点目、入札の際に提出書類はというところなんですが、まず入札書は当然投函してもらいます。それに加えて、先ほど谷議員が質問されたように内訳書というものも提出されております。それで判断しております。

それと、同じ金額で並んだということで、上位1業者、ほか4業者は金額が同じということなんですが、これに関しては、取りに行くか取りに行かないか、自分ところの業者の採算ベースの中での話だったんだろうと思いますので、その辺に関しては分かりかねます。以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） じゃ、入札書と内訳書、そうなりますと2位から5位までのところの会社も内訳書を出されていると。ということは、内訳書のそれぞれの合計がこの数字で、中のそれぞれの枠はそれぞれどんなになっているんですか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 今手元に詳しくはないんですが、それぞれの工種によって、例えば下請に出す部分とか、そういうふうな見積りがそれぞれ単価が変わってきております。最終合計についてはその金額で受けるというような金額となっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） このような入札結果のこの資料の中で、入札者の1者以外4者が同じ同額ということについてなんですけれども、このような例というのは今までの入札の状況の中でよくあることなのか、それとも県下とか全国的なそんな入札状況の中でもこのようなことがよくあることなのか、その辺についてはいかがですか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） よくあることではありません。ただ、このタワーの建設ということになると、当然その主材料が鉄骨ということになるので、その辺の関係で、近くの町でも入札が成立しなかったとか、そういうことはよくあります。今回も、そういうことを見込んだ中で判断した結果になったんだろうとっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） その中で、よくあることではないということなんですけれども、どうしても偶然的にこのように一致するというのはなかなかちょっと考えにくいところがありまして、こういったことについての入札の公正さ等についてちょっと疑問を生じたりしているところなんですけれども、そういった点を考えられることはなかったのかどうか。

それから、この状況からすれば第2回の入札というのもあってもよかったのではないかと、そういうことを考えられたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 少しちょっと分からないところもあるんですが、まずは仮にこの数字は失格の数字ではありません。一番上限の金額となっております。だからもし仮に、今回契約する1業者が低かったですが、皆並んだ場合には抽せんと

なって、どこかの業者を選んでいるというような状況にはなりません。ただ、先ほど申し上げたように、主材料が鉄骨ということなので、その状況で、やはり天で取ったら利益が出るのか、いや少しでも低くしても利益が出るのかという、その判断の違いだと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 議案第5号 物品購入契約の締結について、細部説明を申し上げます。

小型動力ポンプ積載車の入札につきましては、令和4年度、令和5年度の物品販売及び役務の提供を行っている業者の中で、県内に本社及び支店、出張所があり、小型動力ポンプ積載車の営業実績がある6業者を指名し、去る5月27日に入札執行いたしました。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものであり、予定価格10,199,200円に対し、契約金額は9,350千円、契約の相手方は和歌山県新宮市神倉4丁目1の48、株式会社山口商会新宮支店、支店長山口久彦氏でございます。

購入目的につきましては、老朽化が進み、支障を来している第1分団田井畑班の車両を更新するものであります。

補足といたしまして、入札結果等に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。まず最初に聞きたいのは、新車のお車でしたら保証とかいろいろあると思うんですが、この架装部分に対してそのあたりの規定はどのようになっているのか。保証です保証。無料修理といいますか、故障に対して期間であるとか、どこの部位がどうか。

それと、業者選定に際して、和歌山県内でいろいろ活動しているところで指名願が出ているところというのはなかったと思いますので、今の細部説明で、その辺は必要ないのか

をお答え願いたい。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） まず1点目、保証の関係です。ちょっと確認ができないのが車両についてなんですが、ちょっと確認が今のところできません。確認、また確認します。ただポンプとか、そういう附属品については1年間の保証はあります。

それと、指名願の関係、出しているのか出されていないのかというところなんですが、当然この業者は皆指名願を出してきております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 保証の件をお聞きしたのは、保証だと多分その業者を通じての保証になると思いますので、緊急自動車、当然ね、もしそういう事態が生じたときには、新宮の業者さんですよね。普通、車で来れば3時間ぐらいは十分かかると思いますので、そんな点はいかがなんでしょうか。特に今回のこの小型動力ポンプ積載車のこういうものでしたら、単にダブルキャブのトラックに架装するだけなので、当然地元の業者でも全然対応ができると思いますが、最初の入札の条件にポンプ車の、提案理由説明だったかな、ちょっと記憶が定かじゃありませんが、すみません。販売実績があるというふうなくくりがありました。なぜその販売実績が必要なのか。僕として、もともと車屋で十何年もいた者としてはなかなか理解がし難いんですが、もう一度説明を願いたい。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） まず、実績のあるところというところで、かつて消防の積載車を入れた納入業者であるということを一条件としました。それと、車両も当然ですが、後ろに乗せる消防の資機材、今回であればこれは可搬ポンプになりますが、これについては指定業者というか、扱い業者がそういうふうな形を独占しているという部分もあります。

それと、一般のところでは入れられるのか入れられないのかというと、かなり難しいかと思います。ただ車両、ポンプとかいうような形で分けると、その分車両に関してはこの辺の町内業者でもいけるんじゃないかなとは思いますが、総体的に含めた形でいくと、やはり専門業者になるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 物品購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 議案第6号 物品購入契約の締結について、細部説明を申し上げます。

消防ポンプ自動車の入札につきましては、令和4年度、令和5年度の物品販売及び役務の提供を行っている業者の中で、県内に本社及び支店、出張所があり、消防ポンプ自動車の営業実績がある6業者を指名し、去る5月27日に入札執行いたしました。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものであり、予定価格23,299,100円に対し、契約金額は22,973,500円、契約の相手方は和歌山県有田市宮原町新町399番地3、有限会社ボウキョウ、代表取締役谷口哲也氏でございます。

購入目的につきましては、老朽化が進み、支障を来している第1分団上田井班の車両を更新するものであります。

補足といたしまして、入札結果等に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。これも先ほど同じような理由ですけれども、こういう車は車体は車体、この業者で後ろのポンプ部分をつけるのか。どう考えても1台丸ごとどこから仕入れてただ売っただけのように思うんですが、それで販売実績が必要なのか。どの業者でもそういうことはできるのではないかと思うんですが、その点の見解をお聞きしたい。

それと、これはほぼ天に近い、100%に近いような、皆さん金額並んでおりますが、先ほどのは90%強ぐらいで、そのあたりについてもどのようなものなのか。

それでもう一点は、5号にも指名している第6位のところで、今回共に辞退ですが、こういう共に辞退というようにところに際しては、ペナルティーとは申しませんが、何か美浜町として考えることはないのですか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） まず、1つ目の車両とポンプが一体であるというようなことについて、それであれば別の業者でもいけるんじゃないかというような話であったかと思うんですが、これにつきましては、やはり代理店というようなところも強いところがあります。極端に言うと、ほぼ完成品に近いような形だと思っております。それへ、附属の部分に関してその業者が積める部分というような形でやるのでありますが、おもとから購入するときの、自分ところの業者がどれだけの安さで引っ張ってくるかによってこの値段が変わってくると、僕はそういうふう想像しております。

それと、辞退のほうなんです、辞退したところに関しましてはもうけが出ないというのか、やはりこの金額に見合わなかったというのか、そういうことであったと思います。ただ、入札を辞退することは制限されておりませんので、辞退することは可能であります。以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 代理店さんとか専属契約、そのような話もありましたが、よく私が今まで電子機器、パソコンの件でいろいろ質問をしたと思いますが、やはり和歌山県内だったらこの業者であるとか、これはこうという、そういうのがあった場合、そこを入れて指名競争入札すると、もうそこしかないじゃないですか。同等品とか、逆にその総代理店を外して別のところで指名競争入札をしてこそ市場原理が働くのかなと思いますが、独占契約を持っているところが入れば結果は火を見るよりも明らかじゃないんですかね。そのような僕の考え方はおかしいでしょうか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） やはり町としてですが、指名願がある業者の中で排除するというようなところに関してはできないということになっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 物品購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第7号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億63,540千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を41億75,105千円とするものでございます。

まず4ページ、第2表 地方債補正の追加は、松洋中学校屋内運動場空調設備設置事業によるものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

8ページ、分担金及び負担金、分担金、農林水産業費分担金420千円の減額は、農業

費分担金で小規模土地改良事業受益者負担金1,330千円の追加と、町単独事業受益者負担金1,750千円の減額で、県の補助金が認められたことによる財源振替でございます。

国庫支出金、国庫負担金、衛生費国庫負担金6,831千円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金でございます。補助率は100%でございます。

国庫補助金、民生費国庫補助金5,575千円の追加は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金費補助金で、事業費と事務費の補助金でございます。補助率は100%でございます。

総務費国庫補助金1億4,209千円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策費補助金が80,259千円と、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金費補助金23,950千円は事業費と事務費の補助金でございます。

衛生費国庫補助金1,493千円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。補助率は100%でございます。

10ページ、国庫委託金、総務費国庫委託金31千円の追加は、参議院議員選挙委託金でございます。

県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金3,546千円の追加は、農業費補助金で、小規模土地改良事業1,140千円と、農地集積・集約化等対策事業（機構集積支援事業）2,406千円でございます。担い手への農地の集積・集約化を促進するために、農業委員会等が行う事務に要する補助金でございます。

繰越金、前年度繰越金9,952千円の追加は、財源調整でございます。

諸収入、雑入3,023千円の追加は、コミュニティ助成3,000千円で、上田井区自主防災会への交付金や消防関係への資機材購入によるものでございます。雇用保険料自己負担分は23千円の追加でございます。

町債、教育債1億2,9300千円の追加は、緊急防災・減災事業債で、松洋中学校屋内運動場空調設備設置事業に充当いたします。充当率は100%でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

まず、全般的には人件費の補正がございますが、昇格を含む4月の人事異動等により、各科目において、給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金の増減でございます。

また、4月から共済組合負担金の利率の変更により、人事異動のない科目でも、共済費の補正がございます。

では、12ページの議会費からでございます。

議会費の補正額260千円の追加は、人件費の補正と研修会負担金の追加でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費2,785千円の追加は、人件費の補正でございます。

諸費、償還金利子及び割引料282千円の追加は、令和2年度子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金償還金でございます。

新型コロナウイルス感染症対策費は80,259千円の追加で、内訳は需要費、役務費、

委託料は第3弾みはま応援商品券に要する費用で、令和4年6月1日現在、住民基本台帳に記録されている方に対して、1人当たり10千円の商品券を発行するものでございます。

14ページ、負担金補助及び交付金9,000千円の追加は、農漁業用燃油価格高騰対策緊急支援事業で、コロナ禍による燃油価格高騰で経営圧迫を受けた農業者及び漁業者に対する補助事業でございます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金費は23,950千円の追加でございます。今年1月の令和4年第1回臨時会におきましてお認めいただいた給付金事業に、令和4年度分の住民税均等割非課税世帯等を支給対象として追加いたします。

徴税費、税務総務費17千円の追加、16ページ、戸籍住民基本台帳費7,859千円の追加は、人件費の補正でございます。

選挙費、参議院議員選挙費31千円の追加は、選挙期日が7月10日、公示日が6月22日に決まり、公示日が通常より1日早くなり、期日前投票に要する費用が1日分多くなったことによるものでございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費3,617千円の追加、国民年金費232千円の減額、18ページ、老人福祉費4,164千円の減額、心身障害者福祉費9千円の追加、地域包括支援センター運営費1,098千円の追加は、それぞれ人件費の補正と特別会計への繰出金でございます。

20ページ、児童福祉費、児童措置費9千円の追加は、人件費の補正でございます。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金費5,575千円の追加は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方や非課税と同様の事情にあると認められる方に、子育て世帯生活支援特別給付金として、昨年度と同様に児童手当や特別児童扶養手当が対象である児童1人当たり50千円を支給するものでございます。電算処理委託料など、事務費につきましても予算計上してございます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費86千円の追加は、人件費の補正でございます。

予防費8,324千円の追加は、4回目となる新型コロナワクチン接種に要する費用で、60歳以上の方と18歳から59歳の基礎疾患のある方に、3回目接種以降5か月経過した日以降に新型コロナワクチンの4回目接種をするものでございます。職員手当等は集団接種に係る会計年度任用職員超過勤務手当、報償費は医師・看護師への謝金、需要費や役務費は事務経費、委託料は電算処理委託料、接種者送迎用町バスの運行業務委託や接種委託料、22ページ、使用料及び賃借料は接種者の送迎用バス借上料と車椅子リース料、備品購入費はワクチン接種に要する備品の購入費用でございます。

農林水産業費、農業費、農業委員会費2,414千円の追加は、人件費の補正と機構集積支援事業に要する費用でございます。農業委員会等が行う事務経費を支援する事業を活用し、農地の利用状況調査や所有者等への利用意向調査を行うものでございます。

農業総務費14,299千円の減額は、人件費の補正でございます。

農地費1,025千円の追加は、樋門の修繕と、工事請負費は小規模土地改良事業が採択されたことに伴い予算科目を振替でございます。

24ページ、林業費、林業総務費34千円の追加は、労働者負担の保険料率の変更によるものでございます。

水産業費、水産業振興費5,276千円の追加は、委託料で費用便益分析業務でございます。

土木費、土木管理費、土木総務費3,656千円の追加は、人件費の補正でございます。

道路橋梁費、道路新設改良費110千円の追加は、補償補填及び賠償金で町道吉原宮前線道路拡幅工事に伴う立木補償でございます。

26ページ、都市計画費、下水道費9千円の追加は、下水道事業会計補助金公共分でございます。

消防費、消防施設費は財源更正で、災害対策費2,000千円の追加は、コミュニティ助成事業で上田井区の防災資機材購入に要する費用でございます。

教育費、教育総務費、事務局費638千円の追加、小学校費、学校管理費1,584千円の追加は、人件費の補正でございます。

28ページ、中学校費、学校管理費1億29,251千円の追加は、人件費の補正と、委託料1,122千円と工事請負費1億28,238千円は、松洋中学校屋内運動場空調設備設置に要する費用でございます。導入する空調設備は13台、併せて屋根の内側には室内の快適性と冷暖房効率の向上を目的として遮熱材を施します。また、停電時においても避難所として最低限の機能を維持できるよう、1階部分の照明やコンセント、ミーティングルームのエアコン、アリーナのスポットライトなどに電力を供給するための非常用発電設備も整備します。

30ページ、子ども園費、ひまわり子ども園費1,793千円の追加は、人件費の補正と、経年劣化が想定される高圧負荷開閉器などといった高圧受電設備の交換費用でございます。

社会教育費、社会教育総務費624千円の減額は、人件費の補正でございます。

公民館費957千円の追加は、去る5月7日のこと、中央公民館と図書館で突発的な停電が発生、緊急的に高圧引込ケーブルを交換することで翌々日には復電、これに要した費用を補填するものでございます。

図書館費、共済費10千円の追加は、雇用保険料でございます。

32ページ、保健体育費、保健体育総務費375千円の追加は、負担金補助及び交付金で、小中学生スポーツ全国大会出場補助金でございます。子どもたちのスポーツ活動をより一層推進するとともに優秀な成績を収めての出場、そのご活躍を祈念いたし、予選を勝ち抜かれ、和歌山県または当町を代表して、全国大会に出場される児童・生徒への補助制度を創設いたします。

公債費、元金361千円の追加、利子795千円の減額は、平成23年度に借り入れた臨時財政対策債において、10年目の利率見直しにより、元利償還金が確定したことによるものでございます。

以上で歳出の補正についてご説明申し上げました。

添付資料といたしまして、給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしましたのでご覧いただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は10時20分です。

午前10時〇六分休憩

——— . ———
午前10時二〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

これから質疑を行います。6番、高野議員。

○6番（高野正君） 32ページ、保健体育総務費、小中学生スポーツ全国大会出場補助金375千円の根拠は。何団体なのか、何人なのか、どういう規約でこの金額になったのか、根拠をお聞かせください。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

まず、新しく補助金を創設させていただきでございますけれども、全国大会、中でもこの創設する補助金の交付対象になる大会でございますけれども、公益財団法人日本スポーツ協会または日本パラスポーツ協会、もしくはこれらに加盟する中央競技団体が主催する大会を基本に想定してございます。

補助金の交付対象者でございますけれども、その大会に出場登録する小中学生である選手、監督及び代表者等でございます。

補助金額のほうでございますけれども、日本を8つの地方区分に分類いたしまして、まず近畿の場合は小学生及びその対象になる方1名に対しまして10千円、近畿の両隣、中部地方、関東地方、それから中国地方、四国地方については15千円、さらに東北、北海道、九州、沖縄につきましては1名当たり20千円で想定しているところでございます。

このたび美浜少年野球の皆様が全国大会に出場されるということでございまして、登録する児童、それから代表者、監督等々を含めまして25人を想定しているところでございます。15千円の25人分で375千円の予算計上でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、高野議員。

○6番（高野正君） そうしますと、今回の分だけですか。次、他に行くことになればどうなるんですか。それはそれでまた補正を組むんですか。その都度補正を組んだらいいん

ですけれども、今の規約みたいなのを見ますとその都度組むんですね。

と同時に、もっとお聞きしたいのは、高齢者、例えばゲートボールで全国大会へ行きますよと、そしたら知らん顔ですか。これ、小中学生になっています。やっぱり、今までねさんざん税金を払ってきたお年寄り、高齢者の方が全国大会に行きますよと。ちょっとぐらい補正を組んで補助金を渡してあげたらどうですか。高齢者は金を持っているみたいですが、ないよりあるほうがいいんでね。そういうことでしょうか。

公平になるような、小学生だけ、中学生だけ、はたまた高校生どうなるんですか。個人的競技で全国大会へ行くときに、それも補正で出すんですか。その辺はつきりしましょうよ。片一方、小学生だけ、中学生だけ。そうではなくて、スポーツ振興という意味では全年齢を加味した上でちょっと考えてくださいよ。どうですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

今、当面私どもが想定、把握しておりますのが少年野球ということでございます。ただ、可能性といたしまして、過去のスポーツ表彰の履歴を検索してみました。過去には全日本小学生ソフトテニス選手権大会、全国小学生陸上競技交流大会、全国小学生ソフトテニス大会、全国小学生バドミントン選手権大会、これらの大会に平成24年まで遡りましたけれども、これらの大会に出場された小学生の方々もいらっしゃいます。

予算計上といたしましては、今回、少年野球の皆様に対しまして計上しているところでございますけれども、今後、この補助金の対象になる児童・生徒の方が私どものほうで把握できれば、補正予算のタイミングであれば補正予算として計上させていただきたいと思っておりますし、そのタイミングでなければ予備費を活用させていただきたいというふうに、臨機応変に対応させていただきたいと思っております。

2点目のご質問でございます。

県内、それから全国にもいろいろ目を広げてみますと、当然児童・生徒、小中学生だけではなく、大人の方、高齢者の方まで対象に、こういった全国大会への出場に対して、そこまで広げている自治体もございます。今いただきましたご意見につきましては、また担当課、私どものほうで一度検討してみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） その関連で、細部説明でも新しい制度を創設とおっしゃいましたので、当然まずは補助金をするのなら規則になるのか、規程になるのか、要綱になるのか、もう出来上がっていると思っておりますけれども、それは配付していただけないんですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 現時点ではまだ未定稿、定まっておりますけれども、おおむね方向性を示している要綱案というのはございます。まだ制定はしていないんですけれども、未定稿ということであればお配りさせていただいても特段問題はないんですけれども、

ども。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 要綱や規則があるからお金を出せると違うんですか、今の説明になると。そんなつもりで最初聞いたわけじゃないんですけども、今の説明やと少し順序が違うやに思ったんですが、それか補助金が出るまでに要綱なり規則なりの整備が終わるというんだったら、それはそれでいいのかもしれませんが、そういうことかな。

それと、高野議員がほかの対象の方もいろいろいらっしゃるといのは、そこは社会教育という範囲で教育課が担当するのかどうか分かりませんが、そのあたりやっぱりそちら側の意見を聞いておかないかんのちゃうんかな。教育課だけの所管の対象がこういう大会なのか、そうじゃない場合も出てくるのではないのかな、分かりませんが。その辺、教育課だけ持ち帰ってそこで検討というのは少し無理があるような気がしますが、町長、その辺いかがですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 要綱の制定でございますけれども、予算をお認めいただきまして、補助金を支出までの間に公布しようと考えてございました。私の頭の中では、予算がお認めいただきまして直ちにというふうなスケジュール感を持っていたところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

この補正について、査定のときも関係課とそういう話も出てきましたが、高齢者とか高校生については、全国大会に行かれるときに町長室へ訪問いただきます。そのときにお祝いとか、交際費でお渡ししているということも今までずっとありました。こういうことができたら、もう町長の交際費では出さない代わりにこれを出していくということになったんですけども、また関係課といろいろとそこら辺を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 10ページ、11ページに松洋中学校の空調設備、これは長年の懸案でやっと実現したということで、学校関係者も大変喜んでいることと思います。

これ、町債ということで、教育債の中の緊急防災・減災事業債という名目で借りてますね。多分想像すると、普通の学校設備であるとなかなかこういうのは使えんけれども、特に教育予算というのはなかなか補助率が低いんですけども、これは松洋中学の体育館が避難場所になっているということでこれを利用できると。ちょっと確認で、だと思っておりますけれども。

それと、これ充当率100%ということですが、今後、交付税で返ってくると思

うんですけれども、半分ぐらい返ってくるんですか、このうち。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

まず1点目については、議員お見込みのとおりでございます。避難場所ということでの意味合いがあります。

それと、交付税措置につきましては、元利償還金の70%を交付税措置されます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 70%というところとすごく額が大きいだけに、大変ありがたいということで、いい、そういう選択をしていただいたと思います。

ただ、ちょっと要らぬ心配かもしれませんが、今後ランニングコストといいますか、やっぱり空調設備、広いですから結構かかってくると思うんですけれども、そこたい、まだ今後の検討やと思うんですけども、1時間当たり大分ああいう設備ですとかかかってくると思うんですけれども、そこらあたり年間、講堂に空調設備をつけることによって、相当、暖房と冷房ですから、半分ぐらい使うと思うんですけれども、そこたい、まだ今後の検討ということで、もし検討しているのであればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） この設計業務の中で、そういった部分につきましても試算をさせていただいているところでございます。一応、試算条件といたしまして6月から9月、それから12月から2月の稼働というところで、体育の授業、それから週4日の平日の部活動、また土日どちらかの部活動の時間数をいきますと、そういった中で試算しているわけでございます。夏、冬、冷房、暖房、そういった条件の下で試算いたしますと、電気代といたしまして3,449,326円というところでございます。基本料金は冷房をやっていないなくても毎月かかりますので、一月当たりの基本料金が188千円程度、それから従量料金、いわゆる使用料に対してかかってくるのが、例えば一月当たり、7月でございますと197千円というような試算で見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） その空調設備、今日議決が終わってそのまま可決されたとして、いつ頃できるんですか、これは。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） これは、まだ現在のところ設計業務も鋭意進めてくださっている状況でございます。当然、どこかのタイミングで入札をしていただいて、施工していくということになるかと思っております。そのタイミングはまた農林水産建設課さんのほうとお話ししていただいてということになるかと思っております。

このご時世、いろいろな材料不足というところもある中ではございますけれども、基本

的には年度内完了を目指してというところの希望を担当課としては持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 今は年度内というふうなご答弁でありましたが、そうすれば、この夏に間に合うとかいうのであれば早急にも思うんですけども、ただ、これは過疎債充当できへんのか。今やっている計画を出して。先ほど、充当率100%で財政措置が70%でしたら、過疎債なら同じ充当率100%で90%ですよ。計画を出して可決して上申請とか、その辺あるでしょうけれども、年度内までかかるのであれば、そのあたりの財源のことは考えていないんですか。どこが答えてくれるのかな。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 過疎債については、現状、計画は策定中なんで、年度内ではちょっと無理なんです。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。ないですか。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 11ページの歳入の雑入、コミュニティ助成、これ3,000千円はどこからというのと、それに関連してですが、27ページ、ここがよく分かんのです。3,000千円お金が来て、そのうち2,000千円は資機材で使うよと。それで消防施設費のところ、いわゆる僕らで言うと赤黒するんでしょうけれども、この辺のちょっと意味合いがよく分からないんですけども、この施設費の1,000千円はどこか使っているわけですね。その1,000千円の分をこの雑入で振り替えたということなんですよけれども、上の1,000千円は何に使われたやつなんですかね。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） コミュニティ助成事業の雑入の3,000千円の件ですが、まず、細部説明にあったように上田井地区の防災資機材ということで、発電機とかテントとか買う費用ということで、支出のほうにもあるように2,000千円を出すと。それと、残りの1,000千円につきましては、当初予算で消防車のホースであったり、消火栓用のホースであったり、消火栓であったりとか、消火栓ボックスだったりとか、そういう予算を当初取っておりました。ただ、これでコミュニティに申請していて通りましたんで、この分の費用の1,000千円分を財源更正するというような状況です。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） すみません、この3,000千円はどこからもらったのかって。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 宝くじの助成金ということでもらいました。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 13ページのところで、みはま応援商品券事務事業・委託費及びその次のページの農漁業用の燃料価格等に関わってなんですけれども、もう一度ちょっと確認しておきたいことがあります、これは地方創生臨時交付金の利用ということによろしいのでしょうか。もう一度確認をしておきたいと思います。

もう一つは、これに関わって、国から指定された地方創生臨時交付金のこれによつての残額はどれほどになるのか答弁願いたい。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） お答えします。

まず、これについては地方創生臨時交付金になります。80,259千円全てになります。

それと、その地方創生臨時交付金の残額は幾らになるのかということで、以前にも全協のほうで資料を提供させてもらったんですが、その分の費用を引くと約33,000千円ほど残っておるといような状況です。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） その33,000千円の残額の使用について、今後また新しく検討されていくのか、既に検討していく部分があるのか。また、地方独自での予算もそこに加える中で、何かそういう使い方を検討されているのか、その辺についてちょっとお伺いしたい。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（太田康之君） 当然、私どもの防災まちづくりみらい課だけで使うということではないので、全課と協議しながら、町長をはじめ副町長とも協議しながら決めていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 非課税世帯と9ページとか15ページにあるんですが、これは何人ぐらいあるんですか。大体件数がどれぐらい、割合も分かたらお願いします。

それと、21ページの低所得の子育て生活支援、これとの関係もあるんですか、その中に。

それと、もう一つですが、11ページの農業の補助事業ですけれども、この農地集積・集約化等対策事業というのをちょっと説明していただけたらと思ひます。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） まず、農地集積・集約化等対策事業について説明申し上げます。

これは、全国的に遊休地等が増えてきているというようなところで、まず航空写真から

遊休地を抽出して、それを現地調査を行いまして、再度また農業委員会のほうで状況を確認して、休耕地の所有者への利用意向調査を行うことになります。利用意向調査の結果、中間管理機構等を通じて農地利用権の設定など、有効に活用していただくような呼びかけを所有者に対して行うというところでございます。

また、利用権設定等が難しい農地については、農業委員会のほうで、任意ですけれども非農地として認定するというようなことございまして、農業者さんもやはり担い手が不足しているところもございまして、若い方にそういうふうな休耕地を有効活用して使っていただくというふうな制度でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

20ページの低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の件ですけれども、それにつきましては資料でもお渡ししたとおり、対象者につきましては、児童手当と特別児童扶養手当を受給されている方の世帯で非課税世帯であることが条件でありまして、もう一つの非課税世帯の分とはまた別のものになっています。別々のものと理解していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 今回の非課税世帯に関することで、今回、例えば9ページの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、また歳出では14ページ、15ページの同じ給付金事業については、まず対象者が200名と想定しております。非課税世帯が200世帯かというのではなしに、これは前年同様の事業をしておりますが、その事業対象の方については除いておりますので、今回200世帯を対象としております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 15ページの今度新しく行われる農漁業用燃油価格高騰対策緊急支援事業についてなんですけれども、どのようなやり方で展開されるのか、もし決まっているのであれば詳細をお知らせいただきたい。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） この補助金につきましては、特に農業者、漁業者が対象になります。農業者についてはハウス農家ということになります。各農家さん、漁業者さんが町にこの補助金の申請をしていただくというふうな形になります。

以上です。

○議長（谷重幸君） ないですか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 議案第8号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,517千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億68,683千円とするものでございます。

6ページの歳入からご説明申し上げます。

繰入金、一般会計繰入金は4,517千円の追加でございます。

次に、8ページの歳出についてご説明申し上げます。

一般管理費4,517千円の追加でございますが、機構改革による人件費の補正でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第9号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補

正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,387千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億37,489千円とするものでございます。

6ページの歳入からご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金では、人件費に係る事務費繰入金4,387千円の減額でございます。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費4,387千円の減額は、職員2名分の人件費のうち、1名分が機構改革に伴いまして後期高齢者医療特別会計へ変更となるものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 令和4年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第10号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ258千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億46,412千円とするものでございます。

6ページの歳入からご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金では、人件費に係る事務費繰入金258千円の減額でございます。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費258千円の減額は、機構改革に伴いまして、人件費の職員が変更となるものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 令和4年度美浜町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第11号 令和4年度美浜町下水道事業会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、6ページ、7ページ、補正予算実施計画の見積基礎の収益的収入についてご説明いたします。

営業外収益、他会計補助金36千円の減額は、人事異動等による人件費の減額に伴う一般会計補助金の減額でございます。

補正後の事業収益合計は2億19,026千円でございます。

次に、8ページ、9ページ、補正予算実施計画の見積基礎の収益的支出についてご説明いたします。

営業費用、総係費36千円の減額は、人事異動等による給料40千円、手当134千円の減額、法定福利費138千円の追加でございます。

補正後の事業費用合計は2億19,026千円でございます。

次に、1ページに戻っていただいて、第3条では、当初予算第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として36千円を減額し、23,453千円と定めてございます。

最後に、10ページは補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は4,266千円の予定でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第11号 令和4年度美浜町下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第12号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的支出と資本的支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、6ページ、7ページ、補正予算実施計画の見積基礎の収益的支出についてご説明いたします。

営業費用、総係費2,162千円の追加、営業外費用、消費税及び地方消費税659千円の減額でございます。

営業費用、総係費2,162千円の追加は、人事異動等による給料912千円、手当777千円、法定福利費473千円の追加でございます。

営業外費用、消費税及び地方消費税659千円の減額は、建設改良費の追加等による減額でございます。

補正後の事業費用合計は1億25,406千円でございます。

次に、8ページ、9ページ、補正予算実施計画の見積基礎の収益的支出についてご説明いたします。

建設改良費、配水管整備費7,227千円の追加は、御倉橋右岸側の排水管更新で、県道歩道橋設置工事の際に埋設配水管の立会いを行ったところ、老朽化した部分があり、更新が必要であると判断したため補正をお願いするものでございます。

補正後の資本的支出合計は71,353千円でございます。

次に、1ページに戻っていただいて、第3条では、当初予算第4条本文括弧書中の過年度損益勘定留保資金を14,852千円に、当年度損益勘定留保資金を42,535千円に、当年度分消費税資本的収支調整額を3,273千円に改め、建設改良積立金2,568千円を追加してございます。

また、第4条では、当初予算第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として2,162千円を追加し、26,616千円と定めてございます。

最後に、10ページは補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億4,003千円を予定してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 監査委員の選任についてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第13号 監査委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第17 議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第14号 固定資産評価審査委員

会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第18 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午前十一時〇三分休憩

———・———

午前十一時〇四分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

お諮りします。

ただいま各委員長から、委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第19として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第19として議題とすることに決定しました。

追加日程第19 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年美浜町議会第2回定例会を閉会します。

午前十一時〇六分閉会

お疲れさまでした。